Anew

労働かごしま

鹿児島県

2023.6月号

～ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように～

■■ 今月の主な内容 ■■

- 労働条件実態調査結果の概要（特別調査）
- 労使関係総合調査への協力のお願い
- かごしま「働き方改革」推進企業認定制度
- 九州・山口ＷＬＢ推進キャンペーン
 ～働き方改革好事例集の公開～
- 将来世代応援企業表彰
- かごしま子育て応援企業への登録
- 鹿児島県女性活躍推進宣言企業への登録
- 九州の女性ロールモデル
- 鹿児島労働局からのお知らせ
- 県労働委員会からのお知らせ

令和４年度労働条件実態調査結果の概要（特別調査）

この調査は，常用労働者５人以上の県内１，０００事業所を対象に令和４年９月３０日現在で実施しました。（有効回答率５２．３%）

今回は，特別調査（令和４年度のみ調査実施）結果をご紹介します。（基本調査と付帯調査の結果は４月号で紹介しています。）

◇ 副業・兼業の実施状況

・認めている	35.7%
・認めない・認める予定はない	47.1%
・検討中	17.2%

図　副業・兼業の実施状況

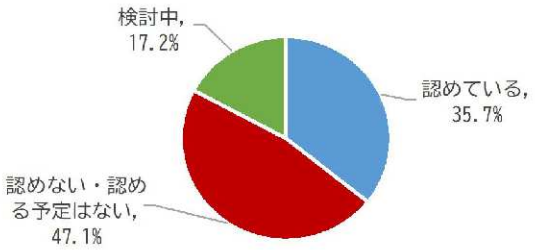


図　認める理由
（複数回答。認める理由を回答している事業所数を100%とした場合。）（%）

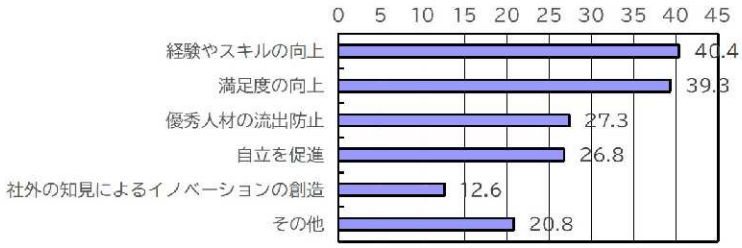
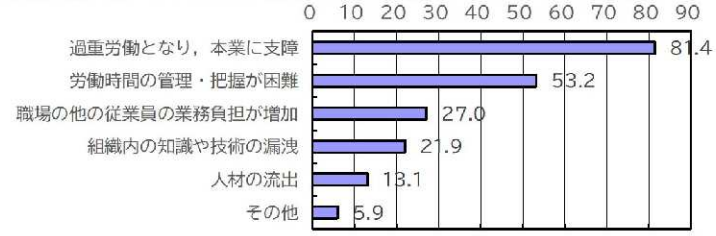


図　認めない理由
（複数回答。認めない理由を回答している事業所数を100%とした場合。）（%）



◇ 副業・兼業による外部人材受入状況

・受け入れている・受け入れたことがある	24.3%
・受け入れない・受け入れる予定はない	54.5%
・検討中	21.2%

図　副業・兼業による外部人材受入状況

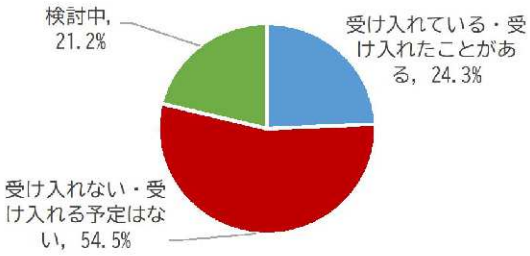


図　受け入れる理由
（複数回答。受け入れる理由を回答している事業所数を100%とした場合。）（%）

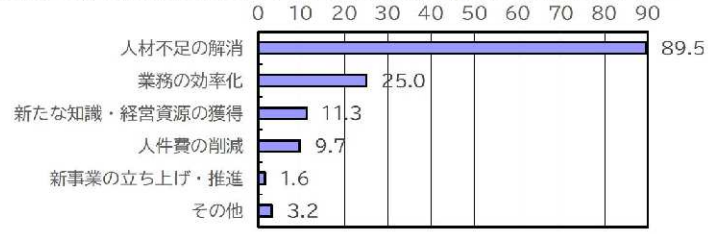
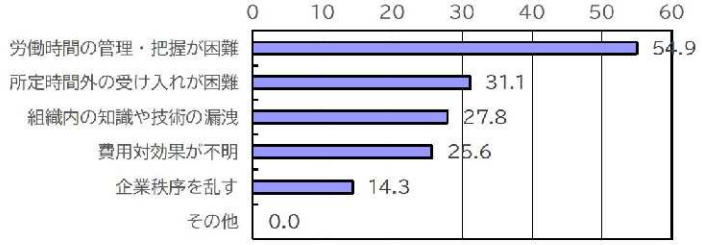


図　受け入れない理由
（複数回答。受け入れない理由を回答している事業所数を100%とした場合。）（%）



【問合せ先】　県庁雇用労政課　労政係　☎099-286-3017
【県ＨＰ】　産業・労働＞雇用・労働＞統計・調査結果＞労働条件実態調査結果

労働組合を対象とした労使関係総合調査にご協力をお願いします！

県では，国からの委託を受け，労働組合を対象とした労使関係総合調査を実施しています。

調査は，県内の全ての労働組合にお願いする「労働組合基礎調査」と，労働組合員 30 人以上の組合の中から，国が抽出した組合にお願いする「労働組合活動等に関する実態調査」があります。

県庁雇用労政課，各地域振興局・支庁から調査票を郵送しますので，本調査へのご協力をお願いします。

なお，**本調査はオンライン回答ができますので**，是非ご活用ください。(オンライン回答の詳細は調査票とともにご案内いたします。)

〇労働組合基礎調査
労働組合及び労働組合員の産業別，地域別，加盟上部組合別の分布等，労働組合組織の実態を調査します。
〔令和４年調査結果(鹿児島県)〕
労働組合数：472 組合(前年に比べ 7 組合減少)
組合員数　：72,784 人(前年に比べ 1,776 人減少)

〇労働組合活動等に関する実態調査
労働組合を対象として，労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態を調査します。(前回令和３年)

過去の調査結果につきましては，以下のホームページで公表しています。

〇 労働組合基礎調査（令和４年調査分）

・全国の状況［厚労省 HP］
令和４年労働組合基礎調査の概況
https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/22/index.html
・鹿児島県の状況［県 HP］
令和４年労働組合基礎調査結果
http://www.pref.kagoshima.jp/af04/tokei/bunya/kumiai/r4kiso.html

〇 実態調査（令和３年調査分）

・労使関係総合調査（実態調査）［厚労省 HP］
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html

【問合せ先】
県庁雇用労政課労政係 ☎099-286-3017

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度について

県では，働き方改革に積極的に取り組む県内企業を，「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。

本県においても人手不足が深刻な状況にありますが，若者が就職先を選ぶ理由として，近年，賃金だけでなく働きやすさを重視する傾向があります。

自社の魅力向上・魅力発信のため，さらには人材の確保・定着のため，認定企業になりませんか。

申請は随時受け付けていますので，興味を持たれたら雇用労政課までお問い合わせください。

認定要件（詳しくは県ＨＰを御覧ください。）

【必須】
- ✧ 代表者が「イクボス」宣言
- ✧ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ✧ 社内の意識向上の取組
- ✧ 長時間労働縮減の取組
 所定外労働時間について次のいずれかが必要
 - 全社員月平均：10 時間以下
 - 正社員月平均：20 時間以下

【選択（次の１つ以上）】
- ✧ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ✧ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の２つ以上）】
- ✧ 非正規雇用社員の処遇改善
- ✧ 業務改善による生産性の向上
- ✧ 女性の活躍推進
- ✧ 若手社員の活躍推進
- ✧ 治療と仕事の両立支援・健康支援
- ✧ 育児と仕事の両立促進
- ✧ 介護と仕事の両立促進
- ✧ 障害者の活躍推進
- ✧ 高齢者（６５歳以上）の活躍推進

認定企業一覧（令和５年４月現在：３４社，認定順）

(株)現場サポート　富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)　町田酒造(株)　(福)クオラ　(株)TSグループ
(福)大潟福祉会　(株)プロゴワス　(医)クオラ　(株)日本政策金融公庫鹿児島支店　(株)スズキアリーナ大隅
(福)慶生会　(株)タマリバ　外薗建設工業(株)　こどもファースト・ジャパン(株)　えびの電子工業(株)
(株)南九州マツダ　(株)プライムアシスタンス　リコーITソリューションズ(株)　(有)アイ．タイムズ　三洋工機(株)
稲村建設(株)　(有)永田鋼管工業　マルエーフェリー(株)　(株)鹿児島銀行　(株)リック　鹿児島信用保証協会
野村建設工業(株)　KQRM ホールディングス(株)　(株)アイテクス　(株)前田建設　(株)コスモテック
末重建設(株)　淵脇建設(株)　南生建設(株)

【問合せ先】　県庁雇用労政課労政係　☎　099-286-3017
【県 HP】　産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞かごしま「働き方改革」推進企業認定制度

九州・山口各県企業の「働き方改革好事例集」が公開されました

九州・山口各県においては，共同で「九州・山口働き方改革推進プロジェクト」を実施しており，その取組の一つとして，「九州・山口 ワーク・ライフ・バランス（ＷＬＢ）推進キャンペーン」を展開しています。

キャンペーンサイトでは，九州・山口各県企業における，令和４年度の働き方改革好事例集が公開されています。本県からはリコーＩＴソリューションズ株式会社と株式会社鹿児島銀行の２社が掲載されていますので，是非ご覧ください。



【問合せ先】　県庁雇用労政課労政係　☎099-286-3017

将来世代応援企業表彰　鹿児島銀行が最優秀賞を受賞！

「日本創生のための将来世代応援知事同盟」では，子育て支援，女性や若者への支援及び働き方改革について，独自性，先進性のある取組を積極的に行っている企業を表彰しています。

令和５年度は，「かごしま『働き方改革』推進企業」である株式会社鹿児島銀行が，本県からの推薦を受け「最優秀将来世代応援企業賞」を受賞されました。

株式会社鹿児島銀行（鹿児島市）

【主な取組】

〇女性の活躍推進
- 女性役席者の増加及び女性のキャリア開発のため，勤務年数等に応じた研修や，法人を対象とした営業に関するセミナー等を実施し，女性の個性と能力が十分に発揮できる職場づくりを推進

〇育児と仕事の両立支援
- 配偶者出産の場合に２週間以内に２日以内を取得できる「エンゼル休暇」（有給）
- 出生時育児休業と育児休業期間を通算して当初 10 営業日の給与及び賞与の全額支給
- 育児休業取得率は，男女ともに 100%



左：平林商工労働水産部長　右：塚原常務取締役 様

【問合せ先】　県庁雇用労政課労政係　☎　099-286-3017
【県 HP】　産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞将来世代応援企業表彰

「かごしま子育て応援企業」に登録しませんか？

登録企業　７７４社（Ｒ５．５月末現在）

「かごしま子育て応援企業」とは？

県では，**従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し，県民の皆様に広く紹介しています。**



かごしま子育て応援企業登録マーク

登録するには…

県内に事業所（支店等を含む）があり，**次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していることが条件です。**

①各事業所が「一般事業主行動計画(次世代法)」を策定します。

②都道府県労働局へ「策定届」を提出します。
※鹿児島労働局
☎099-223-8239

③県へ「登録申込書」を送付します。
〈添付書類〉
・一般事業主行動計画(次世代法)の写し
・一般事業主行動計画策定届の写し
※労働局の受付印が押されているもの

○登録証・登録マークを交付します！
○企業概要，一般事業主行動計画(次世代法)等を県ＨＰで公表します！

～登録のメリット～

○県ホームページや広報誌等で紹介されます。
○登録企業であることを表示することで，企業のイメージアップにつながります。（登録マークを自社のホームページやパンフレット，名刺などに活用できます。）
○県主催の合同企業説明会等において子育て支援に取り組んでいる企業として分かりやすく紹介します。
○商工中金による低金利の融資「かごしま子育て応援企業ローン」を受けられます。

「かごしま子育て応援企業ローン」について

対　象　者	鹿児島県内の以下のいずれかに該当する事業者 ①「かごしま子育て応援企業」として県の登録を受けた事業者 ②「かごしま子育て支援パスポート事業」に協賛された事業者	
資金の種類	運転資金	設備資金
金　　額	5,000 万円以内	１億円以内
貸付期間	５年以内(据置２年以内)	10 年以内(据置２年以内)
金　　利	固定金利 商工中金の所定の利率から0.2%優遇	固定金利 商工中金の所定の利率から0.2%優遇 （期間５年超は，長期プライムレートを下限とする）
担保・保証人	必要に応じて提供	

※ご融資にあたりましては，商工中金の所定の審査がございます。
詳しくは商工中金鹿児島支店(TEL:099-223-4101)にお問い合わせください。

※かごしま子育て応援企業に関する詳しい登録申込や登録企業の取組等については，県ホームページをご覧ください。

【問合せ・かごしま子育て応援企業登録申込先】
県庁雇用労政課労働福祉係　☎099-286-3014　メール：roufuku@pref.kagoshima.lg.jp
【県ＨＰ】産業・労働＞雇用・労働＞かごしま子育て応援企業登録制度

「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」に登録しましょう！

女性活躍推進宣言企業とは

県女性活躍推進会議では，**女性が働きやすい職場づくり，環境整備，制度の導入，登用や採用目標などについて，それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業**を**「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」**として登録し，県のホームページや広報誌等を活用して，県民の皆様にPRすることにより，女性活躍推進に向けた取組を促進しています。

宣言企業に登録して、**自社の取組を求職者等へアピールしましょう！**

メリット1

◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！

◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！

企業のイメージアップ！
人材確保！



メリット2

◆県主催のセミナー等で，宣言する取組をＰＲします！

◆県主催のセミナー，講演会等の情報を提供します！



メリット3

◆登録企業限定の表彰制度があります！
・県女性活躍推進優良企業知事表彰

◆「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定基準の１つです！



登録費用無料

登録に伴う義務・報告なし

会社の規模に条件なし

対象

鹿児島県内に本社又は事業所がある，企業，事業所，法人，団体等です。

登録の流れ

①それぞれの状況に応じた女性の活躍に資する内容の取組を宣言

②鹿児島県男女共同参画室へ申請書を提出

③申請内容を確認した上で，宣言企業として登録

ご登録はこちらから

鹿児島県女性活躍推進宣言企業　検索

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

5 ジェンダー平等を実現しよう

○応募・問い合わせ先
〒８９０－８５７７　鹿児島市鴨池新町１０－１
鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）
TEL：０９９－２８６－２６３４　FAX：０９９－２８６－５５４１
E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp

働く女性たちへエール！

公開中

九州の女性ロールモデル

（各分野で活躍する女性のロールモデル発信プロジェクト）

様々な分野で活躍するロールモデルを紹介し，女性の就労促進，
キャリア形成につながるよう九州8県が連携して，動画を制作しました。



↓動画はこちらからご覧いただけます！



【鹿児島県】女性のロールモデル
（県公式YouTubeチャンネル）

九州各県全体版・ダイジェスト版
（JEWELS WOMAN @九州チャンネル）

プロジェクト概要等はこちらから
（JEWELS WOMAN@九州 特設WEBサイト）
【 URL 】https://www.momo-j.net/lp/jewels/

5 ジェンダー平等を実現しよう
8 働きがいも経済成長も

KYUSHU

九州地域戦略会議“JEWELS+”人材活躍プロジェクトチーム
〔福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県，熊本県（事務局）〕

鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室

医療機関や介護施設・保育所などの福祉施設の経営者・人事担当者の皆さまへ

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は

労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。

人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、鹿児島労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。

●手数料を必ず明示する

●自らの紹介により就職した人（無期雇用契約に限る）に対して、就職した日から２年間は転職の勧奨を行ってはいけない

●「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

【問い合わせ先】鹿児島労働局　需給調整事業室　TEL 099-803-7111

令和５年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

６月１日（木）から７月１０日（月）は労働保険料の「年度更新」申告・納付期間です

●お手元に届く労働保険料申告書・納付書により、期間内に申告・納付を行っていただきますようお願いします。

●令和５年度の労災保険率、労務費率、一般拠出金率は、前年度から変更はありません。

●令和５年度の雇用保険率は、一般の事業については1,000分の15.5、農林水産及び清酒製造の事業については1,000分の17.5、建設の事業については1,000分の18.5となっております。

●申告書の提出は電子申請を、保険料の納付には口座振替を利用されますと便利です。

●年度更新申告書の審査業務は外部委託しております。審査業者から申告書等の記載内容について問い合わせをさせていただくこともありますのでご了承ください。

◆お問い合わせ先◆　鹿児島労働局　労働保険徴収室　☎099-223-8276

令和５年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和６年１月31日
（事業完了期限：令和６年２月28日）

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ ＋ **設備投資等**（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） ▶ **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること
- **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



▶ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10
○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

540万円（＝600万円×9/10）＞ **450万円**（＝助成上限額）

（設備投資費用×助成率）　（90円コースの助成上限額）

▶ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	**60万円**
		2～3人	50万円	**90万円**
		4～6人	70万円	**100万円**
		7人以上	100万円	**120万円**
		10人以上※	120万円	**130万円**
45円コース	45円以上	1人	45万円	**80万円**
		2～3人	70万円	**110万円**
		4～6人	100万円	**140万円**
		7人以上	150万円	**160万円**
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	**110万円**
		2～3人	90万円	**160万円**
		4～6人	150万円	**190万円**
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	**170万円**
		2～3人	150万円	**240万円**
		4～6人	270万円	**290万円**
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

（ ）内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年、前々年または３年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が３%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者

▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

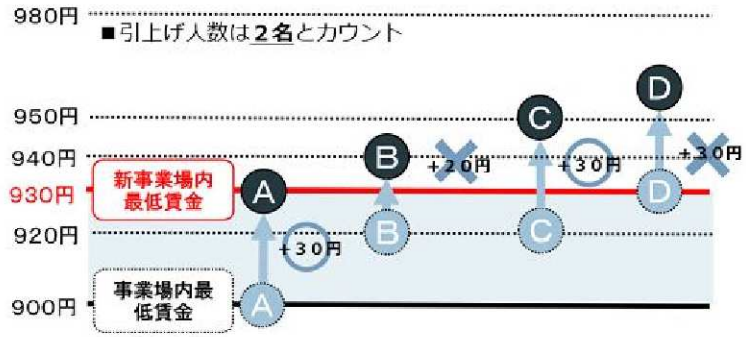
<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**

B：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後３か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②・③のみ）	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧下さい。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員７人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用３輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

▶

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

▶

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引き上げ、設備の導入、代金の支払）

▶

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

▶

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払いを実施

▶

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫 店舗検索

昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和６）年２月28日※になりました。
 ※やむを得ない事由がある場合は2024（令和６）年３月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、 手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
 最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金 検索

- **最低賃金特設サイト**
 全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト 検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

（R５.４.１）